日刊（日曜日、土曜日、休日休刊）

東京都公報

発行　東京都

目次

規則

○東京都内水面漁業調整規則の一部を改正する規則……（産業労働局農林水産部水産課）…一

告示

○令和五年度東京都補正予算の公表……（財務局主計部議案課）…一

○都市計画事業の事業計画の変更認可（十四件）…（都市整備局都市基盤部街路計画課）…一六

○土地区画整理事業の事業計画の変更……（都市整備局市街地整備部区画整理課）…一九

○都道の区域変更……（建設局道路管理部路政課）…一九

○都道の供用開始……（同）…二一

○道路法による道路の占用を制限する区域の指定…（建設局道路管理部監察指導課）…二三

○都道の区域変更……（建設局道路管理部路政課）…二三

○東京都立海上公園の区域及び面積の変更……（港湾局臨海開発部海上公園課）…二五

告示（公）

○犯罪被害者等早期援助団体の事務所の所在地の変更……二六

告示（内水漁管）

○東京都の区域におけるコイの放流、持ち出し等の制限……二六

○令和六年度第五種共同漁業の増殖方法等……二六

公告

○開発行為に関する工事完了……（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課）…二八

規則

東京都内水面漁業調整規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年三月十四日

東京都知事　小池　百合子

◉東京都規則第十七号

東京都内水面漁業調整規則の一部を改正する規則

東京都内水面漁業調整規則（昭和四十年東京都規則第百六十一号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号から第十一号までを一号ずつ繰り上げる。

附　則

1　この規則は、令和六年四月一日から施行する。

2　この規則の施行前にした行為に対する処分又は罰則の適用については、なお従前の例による。

告示

◉東京都告示第二百四十三号

令和六年三月六日東京都議会の議決を得た令和五年度の東京都補正予算を、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百十九条第二項の規定により、次のとおり公表する。

令和六年三月十四日

東京都知事　小池　百合子

令和５年度東京都一般会計補正予算

予　算　総　則

令和５年度東京都一般会計の補正予算（第５号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ２９３，１６２，５８３千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ８，８５２，０３２，０８８千円と定める。

２　歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１号歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第２条　地方自治法第２１３条第１項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費を追加し、補正後の経費は、「第２号繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第３条　地方自治法第２１４条の規定による債務負担行為のうち、工事請負契約及び物件購入契約等に関する債務負担行為を追加し、その事項、期間及び限度額は、「第３号債務負担行為（工事請負契約及び物件購入契約等）補正」による。

（都債の補正）

第４条　地方自治法第２３０条第１項の規定による都債を補正し、起債の目的及び限度額は、「第４号都債補正」による。

第１号　歳入歳出予算補正

歳入

（単位　千円）

科目		既定予算額	補正予算額	計
款	項			
01 都税		6,200,976,491	111,147,677	6,312,124,168
	01 都民税	1,819,163,610	62,258,963	1,881,422,573
	02 事業税	1,512,233,952	69,692,056	1,581,926,008
	03 繰入地方消費税	768,967,000	-24,636,000	744,331,000
	04 不動産取得税	94,105,793	1,780,084	95,885,877
	05 都たばこ税	16,333,650	1,009,010	17,342,660
	06 ゴルフ場利用税	684,501	-26,557	657,944
	07 軽油引取税	38,116,000	-827,000	37,289,000
	08 自動車税	114,703,347	864,060	115,567,407
	10 固定資産税	1,438,464,838	-1,995,139	1,436,469,699
	12 狩猟税	4,181	94	4,275
	13 事業所税	117,512,390	509,334	118,021,724
	14 都市計画税	278,949,327	-164,093	278,785,234
	15 宿泊税	1,670,601	2,491,999	4,162,600
	16 旧法による税	55,180	190,866	246,046

02 地方譲与税		67,242,680	-1,301,520	65,941,160
	07 特別法人事業譲与税	63,798,840	-1,301,520	62,497,320
06 分担金及負担金		24,931,418	-1,144,504	23,786,914
	01 負担金	24,931,418	-1,144,504	23,786,914
07 使用料及手数料		84,576,469	345,000	84,921,469
	02 手数料	20,474,721	345,000	20,819,721
08 国庫支出金		805,664,450	-62,301,388	743,363,062
	01 国庫負担金	211,188,918	-4,148,643	207,040,275
	02 国庫補助金	586,095,996	-58,152,745	527,943,251
09 財産収入		48,140,066	1,082,627	49,222,693
	01 財産運用収入	23,166,162	1,082,627	24,248,789
10 寄附金		61,000	151,371	212,371
	01 寄附金	61,000	151,371	212,371
11 繰入金		599,985,782	-33,840,993	566,144,789
	03 基金繰入金	581,718,052	-33,840,993	547,877,059
12 諸収入		425,995,136	101,404,086	527,399,222
	04 受託事業収入	57,984,069	-1,436,374	56,547,695

科目		既定予算額	補正予算額	計
款	項			
	09 雑入	74,110,180	102,840,460	176,950,640
13 都債		290,817,000	-52,082,000	238,735,000
	01 都債	290,817,000	-52,082,000	238,735,000
14 繰越金		1,000	229,702,227	229,703,227
	01 繰越金	1,000	229,702,227	229,703,227
歳入合計		8,558,869,505	293,162,583	8,852,032,088

歳出

（単位 千円）

科	目	既定予算額	補正予算額	計
款	項			
01 議会費		5,841,000	-558,494	5,282,506
	01 都議会費	5,841,000	-558,494	5,282,506
02 総務費		398,287,777	185,859,154	584,146,931
	01 総務管理費	58,478,364	-2,380,545	56,097,819
	02 政策企画費	15,050,000	-1,271,282	13,778,718
	03 子供政策連携費	3,817,000	-171,440	3,645,560
	05 デジタルサービス費	44,684,000	95,294,372	139,978,372
	06 区市町村振興費	211,725,617	96,331,531	308,057,148
	08 防災管理費	19,544,045	-851,476	18,692,569
	13 建築保全費	12,167,000	-1,092,006	11,074,994
03 徴税費		77,203,000	-2,465,913	74,737,087
	01 徴税管理費	27,112,000	-180,798	26,931,202
	02 課税費	13,136,000	-258,074	12,877,926
	03 徴収費	35,217,000	-1,678,056	33,538,944
	04 施設整備費	1,738,000	-348,985	1,389,015

科	目	既定予算額	補正予算額	計
款	項			
04 生活文化スポーツ費		59,695,450	-1,692,971	58,002,479
	01 生活文化スポーツ費	59,695,450	-1,692,971	58,002,479
05 都市整備費		130,579,142	-13,259,897	117,319,245
	01 都市整備管理費	7,859,000	-161,972	7,697,028
	02 都市基盤整備費	19,778,142	-133,897	19,644,245
	03 市街地整備費	56,986,000	-8,789,028	48,196,972
	04 建築行政費	8,036,000	-2,402,000	5,634,000
	05 住宅政策費	37,920,000	-1,773,000	36,147,000
06 環境費		159,122,486	100,000,000	259,122,486
	01 環境管理費	3,699,000	100,000,000	103,699,000
07 福祉保健費		1,914,519,112	-224,094,832	1,690,424,280
	01 福祉保健管理費	12,718,286	-829,763	11,888,523
	02 医療政策費	57,670,248	-222,053	57,448,195
	04 生活福祉費	45,030,739	22,740,110	67,770,849
	05 高齢社会対策費	247,011,234	-8,184,191	238,827,043
	06 少子社会対策費	482,589,854	-14,380,794	468,209,060

	07 障害者施策推進費	228,134,772	-5,634,147	222,500,625
	08 健康安全費	375,413,020	-204,349,157	171,063,863
	10 施設整備費	57,178,959	-13,234,837	43,944,122
08 産業労働費		686,465,064	-2,528,280	683,936,784
	02 産業労働管理費	12,925,790	-10,000	12,915,790
	03 商工業振興費	572,851,274	-2,592,325	570,258,949
	04 農林水産費	30,599,000	-94,000	30,505,000
	05 労働費	51,756,000	168,045	51,924,045
09 土木費		621,902,000	-98,645,256	523,256,744
	01 土木管理費	24,521,000	-1,347,468	23,173,532
	02 道路橋梁費	400,805,000	-67,398,741	333,406,259
	03 河川海岸費	122,105,000	-20,278,000	101,827,000
	04 公園霊園費	74,471,000	-9,621,047	64,849,953
10 港湾費		106,274,000	-14,476,975	91,797,025
	02 東京港整備費	82,047,000	-11,006,975	71,040,025
	03 島しょ等港湾整備費	23,466,000	-3,470,000	19,996,000
11 教育費		896,980,474	-6,771,589	890,208,885

科目 款	科目 項	既定予算額	補正予算額	計
	01 教育管理費	40,026,769	11,000,000	51,026,769
	02 小中学校費	485,423,000	-14,182,472	471,240,528
	03 高等学校費	150,212,748	420,000	150,632,748
	05 福利厚生費	1,945,000	-944,389	1,000,611
	06 退職手当及年金費	26,668,000	-1,756,728	24,911,272
	07 教育指導奨励費	38,786,653	-1,308,000	37,478,653
12 学務費		243,358,000	-1,727,438	241,630,562
	02 私立学校振興費	218,833,000	-1,727,438	217,105,562
13 警察費		661,775,000	-8,609,434	653,165,566
	01 警察管理費	534,841,536	-6,848,434	527,993,102
	03 警察活動費	59,994,328	-1,561,000	58,433,328
	04 警察施設費	50,988,877	-200,000	50,788,877
14 消防費		259,976,000	3,929,883	263,905,883
	01 消防管理費	203,280,000	3,712,103	206,992,103
	04 退職手当及年金費	5,081,000	1,218,091	6,299,091
	05 建設費	19,821,000	-1,000,311	18,820,689

15 公債費		344,189,000	-2,000,000	342,189,000
	01 公債費	344,189,000	-2,000,000	342,189,000
16 諸支出金		1,987,702,000	380,204,625	2,367,906,625
	01 財産費	38,350,000	165,990,881	204,340,881
	02 他会計支出金	1,401,375,980	11,217,853	1,412,593,833
	04 諸費	547,584,020	202,995,891	750,579,911
歳出合計		8,558,869,505	293,162,583	8,852,032,088

第２号　繰越明許費補正

（単位　千円）

款	項	事業名	既定予算額	補正予算額	計
02 総務費			66,724,361	82,423,576	149,147,937
	04 スタートアップ・国際金融都市戦略費		0	431,490	431,490
		1 Ｔｏｋｙｏ　Ｉｎｎｏｖａｔｉｏｎ　Ｂａｓｅの整備	0	431,490	431,490
	06 区市町村振興費		66,496,361	80,680,786	147,177,147
		1 自治振興	66,496,361	80,680,786	147,177,147
	13 建築保全費		228,000	1,311,300	1,539,300
		1 本庁舎維持管理	228,000	1,311,300	1,539,300
05 都市整備費			6,532,000	446,633	6,978,633
	02 都市基盤整備費		589,000	446,633	1,035,633
		2 施設計画に関する調査	0	446,633	446,633
07 福祉保健費			0	39,092,664	39,092,664
	02 医療政策費		0	2,728,761	2,728,761
		1 医療機関における電子処方箋の活用・普及の促進事業	0	2,318,230	2,318,230
		2 看護補助者処遇改善事業	0	410,531	410,531
	04 生活福祉費		0	22,740,110	22,740,110
		1 物価高騰対策臨時くらし応援事業	0	22,740,110	22,740,110

	05 高齢社会対策費		0	3,832,785	3,832,785
		1 介護職員処遇改善支援事業	0	2,684,895	2,684,895
		2 介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業	0	1,147,890	1,147,890
	07 障害者施策推進費		0	1,046,129	1,046,129
		1 福祉・介護職員処遇改善事業	0	1,046,129	1,046,129
	08 健康安全費		0	8,744,879	8,744,879
		1 薬局における電子処方箋の活用・普及の促進事業	0	645,113	645,113
		2 感染症対策	0	8,099,766	8,099,766
08 産業労働費			13,312,876	29,700	13,342,576
	06 施設整備費		0	29,700	29,700
		1 職業能力開発センター等施設整備	0	29,700	29,700
11 教育費			0	420,000	420,000
	03 高等学校費		0	420,000	420,000
		1 高等学校等デジタル人材育成支援事業	0	420,000	420,000
14 消防費			4,597,000	1,133,477	5,730,477
	05 建設費		174,000	1,133,477	1,307,477
		1 消防施設整備	174,000	1,133,477	1,307,477
合　計			173,567,285	123,546,050	297,113,335

第３号　債務負担行為（工事請負契約及び物件購入契約等）補正

（単位　千円）

番号	事　項	期　間	既定限度額	補正限度額	計
222	港湾振興促進委託	令和６年度	34,500	60,000	94,500
270	物流の効率化に向けた事業者や都民に対する積極的な広報展開業務委託	令和６年度	－	19,000	19,000
271	貨物車駐車スペース提供事業	令和６年度	－	57,000	57,000
272	再配達削減に向けた啓発活動支援事業	令和６年度	－	26,500	26,500
273	建築物における液状化対策に関する調査業務委託	令和６年度	－	10,000	10,000
274	医療機関デジタル化推進セミナー事業業務委託	令和６年度	－	13,431	13,431
275	電子カルテシステム導入支援費補助	令和６年度	－	31,000	31,000
276	人材確保・就職促進緊急対策事業業務委託	令和６年度	－	67,428	67,428
277	働き方改革パワーアップ応援緊急対策事業業務委託	令和６年度	－	410,148	410,148
合　計			430,649,315	694,507	431,343,822

第４号　都債補正

（単位　千円）

番号	起債の目的	起債限度額		
		既起債限度額	今回補正額	計
7	福祉保健施設整備費	9,816,000	-1,137,000	8,679,000
9	道路橋梁整備費	150,108,000	-31,712,000	118,396,000
10	河川海岸整備費	67,020,000	-13,944,000	53,076,000
11	公園等整備費	15,376,000	-1,268,000	14,108,000
12	東京港整備費	3,313,000	-76,000	3,237,000
13	東京港海岸保全費	7,194,000	-2,286,000	4,908,000
14	東京港埠頭株式会社貸付金	862,000	-862,000	0
15	島しょ等港湾整備費	3,428,000	-730,000	2,698,000
19	私立学校振興費	87,000	-67,000	20,000
合計		290,817,000	-52,082,000	238,735,000

令和５年度東京都特別区財政調整会計補正予算

予　算　総　則

令和５年度東京都特別区財政調整会計の補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ１５，１３２，０００千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１，２０９，５４９，０００千円と定める。

２　歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１号歳入歳出予算補正」による。

第１号　歳入歳出予算補正

歳入

（単位　千円）

科目		既定予算額	補正予算額	計
款	項			
01 繰入金		1,194,416,980	15,132,000	1,209,548,980
	01 一般会計繰入金	1,194,416,980	15,132,000	1,209,548,980
歳入合計		1,194,417,000	15,132,000	1,209,549,000

歳出

（単位　千円）

科目		既定予算額	補正予算額	計
款	項			
01 特別区交付金		1,194,417,000	15,132,000	1,209,549,000
	01 特別区財政調整交付金	1,194,417,000	15,132,000	1,209,549,000
歳出合計		1,194,417,000	15,132,000	1,209,549,000

令和５年度東京都地方消費税清算会計補正予算

予　算　総　則

令和５年度東京都地方消費税清算会計の補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に、歳入１９３，９３４，０００千円、歳出２０７，６３９，０００千円をそれぞれ減額補正し、歳入歳出予算の総額を歳入２，６８３，８０３，０００千円、歳出２，３７５，７０５，０００千円と定める。

２　歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１号歳入歳出予算補正」による。

第１号　歳入歳出予算補正

歳入

（単位　千円）

科目		既定予算額	補正予算額	計
款	項			
01 地方消費税		2,074,049,000	-199,358,000	1,874,691,000
	01 地方消費税	2,074,049,000	-199,358,000	1,874,691,000
02 諸収入		525,661,000	-131,000	525,530,000
	01 地方消費税清算金収入	525,660,000	-131,000	525,529,000
03 繰越金		278,027,000	5,555,000	283,582,000
	01 繰越金	278,027,000	5,555,000	283,582,000
歳入合計		2,877,737,000	-193,934,000	2,683,803,000

歳出

（単位　千円）

科	目	既定予算額	補正予算額	計
款	項			
01 地方消費税清算費		2,583,344,000	−207,639,000	2,375,705,000
	01 地方消費税清算費	2,583,344,000	−207,639,000	2,375,705,000
歳出合計		2,583,344,000	−207,639,000	2,375,705,000

既定予算額歳入歳出差引残額　294,393,000千円

補正予算額歳入歳出差引不足額　−13,705,000千円

補正後予算額歳入歳出差引残額　308,098,000千円

令和５年度東京都地方独立行政法人東京都立病院機構貸付等事業会計補正予算

予　算　総　則

令和５年度東京都地方独立行政法人東京都立病院機構貸付等事業会計の補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第１条　地方自治法第２１３条第１項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第１号繰越明許費」による。

第１号　繰越明許費

（単位　千円）

款	項	事業名	既定予算額	補正予算額	計
01 貸付等事業費			0	148,059	148,059
	01 貸付等事業費		0	148,059	148,059
		1 施設整備	0	148,059	148,059

令和５年度東京都中央卸売市場会計補正予算

（総則）

第１条　令和５年度東京都中央卸売市場会計の補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第２条　令和５年度東京都中央卸売市場会計予算（以下「予算」という。）第３条に定めた収益的収入の予定額を、次のとおり補正する。

（科　　目）	（既定予定額）	（補正予定額）	（計）
収入			
第１款　市場事業収益	２３，４０３，０００千円	－２４６，９６２千円	２３，１５６，０３８千円
第２項　営業外収益	５，１８０，１２５千円	－２４６，９６２千円	４，９３３，１６３千円
収入合計	２３，４０３，０００千円	－２４６，９６２千円	２３，１５６，０３８千円

（債務負担行為）

第３条　予算第５条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額に、次のとおり追加する。

事　項	期　間	限　度　額
大田市場通信基盤整備事業	令和６年度	５，０００千円
物流対策コンサルティング事業	令和６年度	２０，０００千円
合　計		２５，０００千円

（他会計からの補助金）

第４条　予算第６条の一般会計から補助を受ける金額「３，１０７，０００千円」を「２，８６０，０３８千円」に改める。

令和５年度東京都交通事業会計補正予算

（総則）

第１条　令和５年度東京都交通事業会計の補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第２条　令和５年度東京都交通事業会計予算（以下「予算」という。）第２条に定めた業務の予定量を、次のとおり補正する。

事業別		（既定予定量）	（補正予定量）	（計）
自動車運送事業	年間輸送人員	２１２，１６９千人	８，５６３千人	２２０，７３２千人
	一日平均輸送人員	５７９，６９７人	２３，３９６人	６０３，０９３人
乗合	年間輸送人員	２１１，８２５千人	８，６７４千人	２２０，４９９千人
	一日平均輸送人員	５７８，７５７人	２３，６９９人	６０２，４５６人
貸切	年間輸送人員	３４４千人	－１１１千人	２３３千人
	一日平均輸送人員	９４０人	－３０３人	６３７人

（収益的収入及び支出）

第３条　予算第３条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科目）		（既定予定額）	（補正予定額）	（計）
収入				
第１款	自動車運送事業収益	４４，０５４，０００千円	１，４２６，０７５千円	４５，４８０，０７５千円
第１項	営業収益	４２，１６５，０００千円	１，５４３，０００千円	４３，７０８，０００千円
第２項	営業外収益	１，８８９，０００千円	－１１６，９２５千円	１，７７２，０７５千円
第２款	軌道事業収益	７，６２４，０００千円	－２６，３０４千円	７，５９７，６９６千円
第２項	営業外収益	４，５３５，０００千円	－２６，３０４千円	４，５０８，６９６千円
第３款	新交通事業収益	８，１９０，０００千円	－２，４８９千円	８，１８７，５１１千円
第２項	営業外収益	１，８５６，０００千円	－２，４８９千円	１，８５３，５１１千円
	収入合計	５９，８６８，０００千円	１，３９７，２８２千円	６１，２６５，２８２千円
支出				
第１款	自動車運送事業費	４６，７０２，０００千円	１４１，０００千円	４６，８４３，０００千円
第２項	営業外費用	１，９６１，０００千円	１４１，０００千円	２，１０２，０００千円
	支出合計	６３，５１５，０００千円	１４１，０００千円	６３，６５６，０００千円

（資本的収入及び支出）

第４条　予算第４条本文括弧書中資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「３，２１７，０００千円」を「３，２５１，０００千円」に改め、資本的収入の予定額を、次のとおり補正する。

（科目）		（既定予定額）	（補正予定額）	（計）
収入				
第３款	新交通事業資本的収入	５，６６０，０００千円	－３４，０００千円	５，６２６，０００千円
第２項	一般会計出資金	７０４，０００千円	－３４，０００千円	６７０，０００千円
	収入合計	１１，４５９，０００千円	－３４，０００千円	１１，４２５，０００千円

（他会計からの補助金）

第５条　予算第８条の一般会計から補助を受ける金額「１，３４７，３７９千円」を「１，２２２，６６１千円」に改める。

令和５年度東京都高速電車事業会計補正予算

（総則）

第１条　令和５年度東京都高速電車事業会計の補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第２条　令和５年度東京都高速電車事業会計予算（以下「予算」という。）第３条に定めた収益的収入の予定額を、次のとおり補正する。

（科　　目）	（既定予定額）	（補正予定額）	（計）
収入			
第１款　高速電車事業収益	１６２，８１３，０００千円	－４５，７９３千円	１６２，７６７，２０７千円
第２項　営業外収益	１８，５５２，０００千円	－４５，７９３千円	１８，５０６，２０７千円
収入合計	１６２，８１３，０００千円	－４５，７９３千円	１６２，７６７，２０７千円

（資本的収入及び支出）

第３条　予算第４条本文括弧書中資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「５２，７０５，０００千円」を「５５，５１０，０００千円」に改め、資本的収入の予定額を、次のとおり補正する。

（科　　目）	（既定予定額）	（補正予定額）	（計）
収入			
第１款　高速電車事業資本的収入	５６，９３８，０００千円	－２，８０５，０００千円	５４，１３３，０００千円
第２項　一般会計出資金	１４，０２２，０００千円	－２，８０５，０００千円	１１，２１７，０００千円
収入合計	５６，９３８，０００千円	－２，８０５，０００千円	５４，１３３，０００千円

（企業債）

第４条　予算第６条に定めた起債の目的及び限度額を、次のとおり補正する。

１　起債の目的及び限度額

	（既起債限度額）	（今回補正額）	（計）
地下鉄改良事業	２４，０００，０００千円	－２，２３７，０００千円	２１，７６３，０００千円
地下鉄特例債	０千円	２，２３７，０００千円	２，２３７，０００千円
合　計	２４，０００，０００千円	０千円	２４，０００，０００千円

（他会計からの補助金）

第５条　予算第８条の一般会計から補助を受ける金額「８，５００，３８５千円」を「８，４５４，５９２千円」に改める。

令和５年度東京都水道事業会計補正予算

（総則）

第１条　令和５年度東京都水道事業会計の補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第２条　令和５年度東京都水道事業会計予算（以下「予算」という。）第３条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科　　目）	（既定予定額）	（補正予定額）	（計）
収入			
第１款　水道事業収益	３７８，８６３，０００千円	５５，５００千円	３７８，９１８，５００千円
第１項　営業収益	３６３，２２３，０００千円	－４，８５６千円	３６３，２１８，１４４千円
第２項　営業外収益	１４，７２９，０００千円	６０，３５６千円	１４，７８９，３５６千円
収入合計	３７８，８６３，０００千円	５５，５００千円	３７８，９１８，５００千円
支出			
第１款　水道経営費	３７３，５６４，０００千円	４５４，０００千円	３７４，０１８，０００千円
第３項　特別損失	０千円	４５４，０００千円	４５４，０００千円
支出合計	３７３，５６４，０００千円	４５４，０００千円	３７４，０１８，０００千円

（資本的収入及び支出）

第３条　予算第４条本文括弧書中資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「１０６，２０７，０００千円」を「１０６，１４３，０００千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科　　目）	（既定予定額）	（補正予定額）	（計）
収入			
第１款　資本的収入	５０，１９３，０００千円	１９５，０００千円	５０，３８８，０００千円
第５項　その他資本収入	２，８９３，０００千円	１９５，０００千円	３，０８８，０００千円
収入合計	５０，１９３，０００千円	１９５，０００千円	５０，３８８，０００千円
支出			
第１款　資本的支出	１５６，４００，０００千円	１３１，０００千円	１５６，５３１，０００千円
第３項　国庫補助金返還金	０千円	６６，０００千円	６６，０００千円
第４項　一般会計出資金返還金	０千円	６５，０００千円	６５，０００千円
支出合計	１５６，４００，０００千円	１３１，０００千円	１５６，５３１，０００千円

（他会計からの補助金）

第４条　予算第８条の一般会計から補助を受ける金額「１７２，０００千円」を「１６６，３５６千円」に改める。

◉東京都告示第二百四十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき平成十四年東京都告示第七百六十四号東京都市計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和六年三月十四日

東京都知事　小　池　百合子

一　施行者の名称　港区
二　都市計画事業の種類及び名称　東京都市計画道路事業幹線街路補助線街路第七号線及び幹線街路補助線街路第十号線
三　事業施行期間　平成十四年六月七日から令和十一年三月三十一日まで
四　事業地
収用の部分
変更なし
使用の部分
変更なし

◉東京都告示第二百四十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき平成十六年東京都告示第三百三十三号東京都市計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和六年三月十四日

東京都知事　小　池　百合子

一　施行者の名称　大田区
二　都市計画事業の種類及び名称　東京都市計画道路事業幹線街路補助線街路第四十四号線
三　事業施行期間　平成十六年三月十二日から令和七年三月三十一日まで
四　事業地
収用の部分
変更なし
使用の部分
変更なし

◉東京都告示第二百四十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき平成三十年東京都告示第三百六十二号東京都市計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和六年三月十四日

東京都知事　小　池　百合子

一　施行者の名称　荒川区
二　都市計画事業の種類及び名称　東京都市計画道路事業幹線街路補助線街路第百九十三号線
三　事業施行期間　平成三十年三月十五日から令和十一年三月三十一日まで
四　事業地
収用の部分
変更なし
使用の部分
変更なし

◉東京都告示第二百四十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき平成十四年東京都告示第千二百二号東京都市計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和六年三月十四日

東京都知事　小　池　百合子

一　施行者の名称　荒川区
二　都市計画事業の種類及び名称　東京都市計画道路事業幹線街路補助線街路第三百二十一号線及び幹線街路環状第四号線
三　事業施行期間　平成十四年十月十五日から令和十一年三月三十一日まで
四　事業地
収用の部分
変更なし
使用の部分
変更なし

◉東京都告示第二百四十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき平成二十四年東京都告示第七百八十六号東京都市計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和六年三月十四日

東京都知事　小　池　百合子

一　施行者の名称　葛飾区
二　都市計画事業の種類及び名称　東京都市計画道路事業幹線街路補助線街路第二百六十一号線
三　事業施行期間　平成二十四年四月十七日から令和十

一年三月三十一日まで
四　事業地　収用の部分
変更なし
使用の部分
変更なし

◉東京都告示第二百四十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき平成十六年東京都告示第千七百四十二号東京都市計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和六年三月十四日

東京都知事　小　池　百合子

一　施行者の名称　葛飾区
二　都市計画事業の種類及び名称　東京都市計画道路事業幹線街路補助線街路第二百六十四号線
三　事業施行期間　平成十六年十二月二十日から令和十一年三月三十一日まで
四　事業地　収用の部分
変更なし
使用の部分
変更なし

◉東京都告示第二百五十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき平成十五年東京都告示第百四十二号東京都市計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

なお、事業地の一部について、都市計画法第六十九条の規定により適用される土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第三十一条の規定により、都市計画事業の認可後の収用の手続が保留されるので、都市計画法第七十二条第三項の規定に基づき、併せて告示する。

令和六年三月十四日

東京都知事　小　池　百合子

一　施行者の名称　葛飾区
二　都市計画事業の種類及び名称　東京都市計画道路事業幹線街路補助線街路第二百七十四号線
三　事業施行期間　平成十五年二月十四日から令和十一年三月三十一日まで
四　事業地　収用の部分
変更なし
使用の部分
変更なし
五　収用の手続が保留される事業地　葛飾区立石一丁目及び立石七丁目各地内

◉東京都告示第二百五十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき平成十五年東京都告示第百四十五号東京都市計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和六年三月十四日

東京都知事　小　池　百合子

一　施行者の名称　葛飾区
二　都市計画事業の種類及び名称　東京都市計画道路事業幹線街路補助線街路第二百七十四号線及び区画街路葛飾区画街路第三号線
三　事業施行期間　平成十五年二月十四日から令和十一年三月三十一日まで
四　事業地　収用の部分
変更なし
使用の部分
変更なし

◉東京都告示第二百五十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき平成二十二年東京都告示第千四百九十九号東京都市計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和六年三月十四日

東京都知事　小　池　百合子

一　施行者の名称　葛飾区
二　都市計画事業の種類及び名称　東京都市計画道路事業幹線街路補助線街路第二百七十六号線
三　事業施行期間　平成二十二年十二月七日から令和九年三月三十一日まで
四　事業地　収用の部分
変更なし
使用の部分
変更なし

◉東京都告示第二百五十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき平成三十年東京都告示第二百九十五号東京都市計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和六年三月十四日

東京都知事　小　池　百合子

一　施行者の名称　江戸川区

二　都市計画事業の種類及び名称　東京都市計画道路事業幹線街路補助線街路第二百八十八号線

三　事業施行期間　平成三十年三月七日から令和十三年三月三十一日まで

四　事業地　収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

変更なし

◉東京都告示第二百五十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき平成二十九年東京都告示第千二十五号八王子都市計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和六年三月十四日

東京都知事　小　池　百合子

一　施行者の名称　八王子市

二　都市計画事業の種類及び名称　八王子都市計画道路事業三・四・六十一号御陵甲の原線

三　事業施行期間　平成二十九年六月二十一日から令和十三年三月三十一日まで

四　事業地　収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

変更なし

◉東京都告示第二百五十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき平成二十四年東京都告示第千三百二十六号小金井都市計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和六年三月十四日

東京都知事　小　池　百合子

一　施行者の名称　小金井市

二　都市計画事業の種類及び名称　小金井都市計画道路事業三・四・八号新小金井久留米線

三　事業施行期間　平成二十四年九月三日から令和十一年三月三十一日まで

四　事業地　収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

変更なし

◉東京都告示第二百五十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき平成二十九年東京都告示第千十七号東村山都市計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和六年三月十四日

東京都知事　小　池　百合子

一　施行者の名称　清瀬市

二　都市計画事業の種類及び名称　東村山都市計画道路事業三・四・十七号下清戸線

三　事業施行期間　平成二十九年六月十九日から令和十三年三月三十一日まで

四　事業地　収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

変更なし

◉東京都告示第二百五十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき平成十六年東京都告示第千四百十四号福生都市計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和六年三月十四日

東京都知事　小　池　百合子

一　施行者の名称　瑞穂町

二　都市計画事業の種類及び名称　福生都市計画道路事業三・五・二十四号御伊勢山通り線

三　事業施行期間　平成十六年九月十七日から令和十一年三月三十一日まで

四　事業地　収用の部分　平成十六年東京都告示第千四百十

四号の事業地に、瑞穂町大字石畑字武蔵平及び大字石畑字旭岳各地内を加え、大字武蔵地内において事業地を変更する。

使用の部分

平成十六年東京都告示第千四百十四号の事業地のうち、瑞穂町大字武蔵、大字石畑字武蔵平及び大字石畑字旭岳各地内を削る。

◉東京都告示第二百五十八号

東京都市計画事業豊洲土地区画整理事業の事業計画を変更したので、土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第五十五条第十三項において準用する同条第九項の規定により、次のとおり告示する。

令和六年三月十四日

東京都知事　小　池　百合子

一　土地区画整理事業の名称

東京都市計画事業豊洲土地区画整理事業

二　事務所の所在地

中央区勝どき一丁目七番三号　東京都第一市街地整備事務所内

三　事業計画の決定の年月日

平成九年十一月十七日

四　事業施行期間

平成九年十一月十七日から令和六年三月三十一日まで

五　変更の内容

事業施行期間を令和九年三月三十一日まで延長する。

六　変更の年月日

令和六年三月十四日

◉東京都告示第二百五十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和六年三月十四日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和六年三月十四日

東京都知事　小　池　百合子

一　路線名　環状八号

二　変更の区間　板橋区西台一丁目九百三十七番十二地先から同区若木二丁目九百三十七番六地先まで

三　変更の概要　別図表示のとおり

四　変更の期日　令和六年三月十五日

別図

都道環状八号線区域変更略図

板橋区西台一丁目～若木二丁目

都道

特別区道

廃止区域

延長　六・九九メートル

面積　六九・八六平方メートル

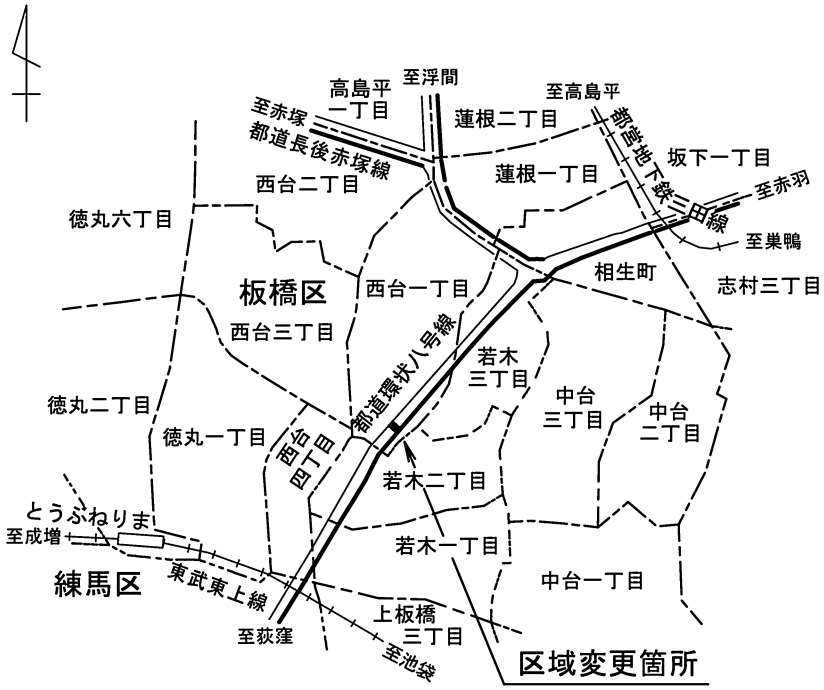

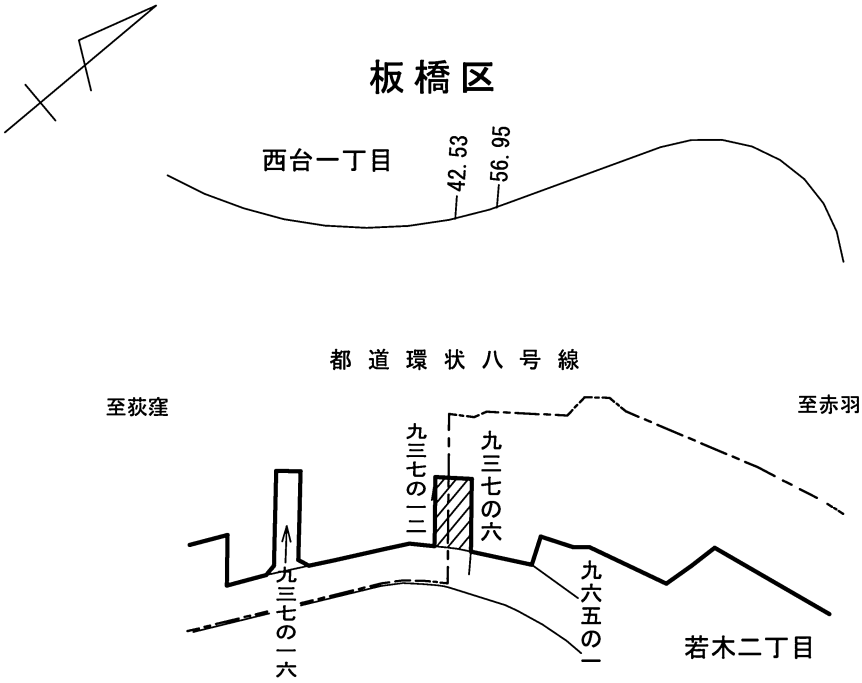

◉東京都告示第二百六十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の都道の供用を開始する。

その関係図面は、令和六年三月十四日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和六年三月十四日

東京都知事　小池　百合子

一　路線名　所沢府中

二　供用開始の区間　府中市晴見町二丁目二十九番二地先から同市寿町三丁目八番五地先まで

三　供用開始の概要　別図表示のとおり

四　供用開始の期日　令和六年三月十四日

別図

都道所沢府中線供用開始略図

府中市晴見町二丁目～寿町三丁目

一般国道

都道

市道

供用開始区域

延長　八〇二・八四メートル

面積　四、〇三二・三一平方メートル

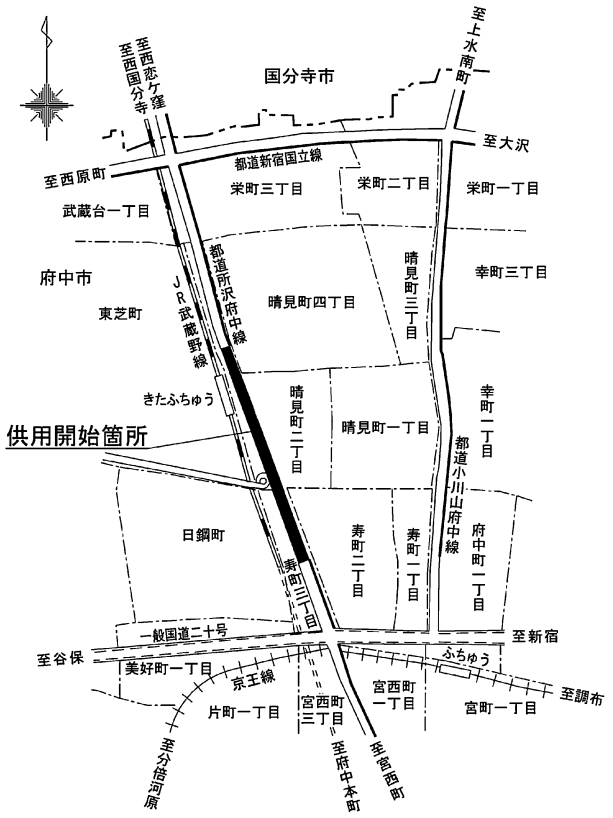

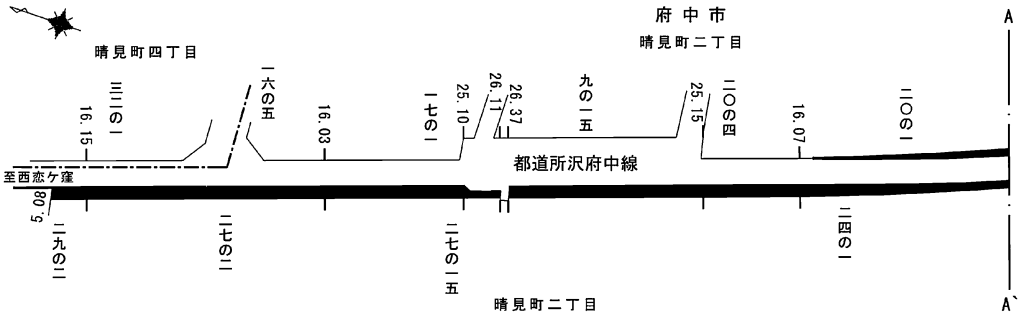

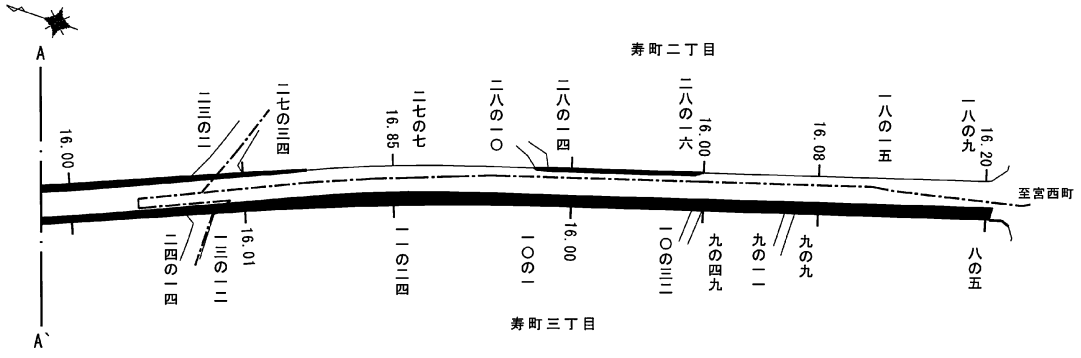

◉東京都告示第二百六十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、令和六年三月十四日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和六年三月十四日

東京都知事　小　池　百合子

一　路線名
　所沢府中
二　占用を制限する区間
　府中市晴見町二丁目二十九番二地先から同市寿町三丁目八番五地先まで
三　制限の対象とする占用物件
　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に設置された電柱の更新又は移設によるものを除く。）
　ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合には、この限りでない。
四　占用を制限する理由
　占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため
五　占用の制限の開始の期日
　令和六年三月十五日

◉東京都告示第二百六十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和六年三月十四日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和六年三月十四日

東京都知事　小　池　百合子

一(一)　路線名　境調布
　(二)　変更の区間　武蔵野市境南町五丁目千四百七十五番一地先から三鷹市井口四丁目二百二十六番五地先まで
　(三)　変更の概要　別図表示(1)のとおり
二(一)　路線名　恋ヶ窪新田三鷹
　(二)　変更の区間　武蔵野市境南町五丁目千四百八十六番六十地先から同所七百四十六番十地先まで
　(三)　変更の概要　別図表示(2)のとおり

別図

都道境調布線　都道恋ヶ窪新田三鷹線　区域変更略図

武蔵野市境南町五丁目～三鷹市井口四丁目

都道

市道

編入区域

(1) 都道境調布線
延長　四・一一メートル
面積　七七・五四平方メートル

(2) 都道恋ヶ窪新田三鷹線
延長　一一〇・三〇メートル
面積　六四六・九八平方メートル

重用編入区域

(1) 都道境調布線（都道恋ヶ窪新田三鷹線との重用編入）
延長　八・八三メートル
面積　一八〇・七三平方メートル

(2) 都道恋ヶ窪新田三鷹線（都道境調布線との重用編入）
延長　三一・三六メートル
面積　五六四・七六平方メートル

計画線

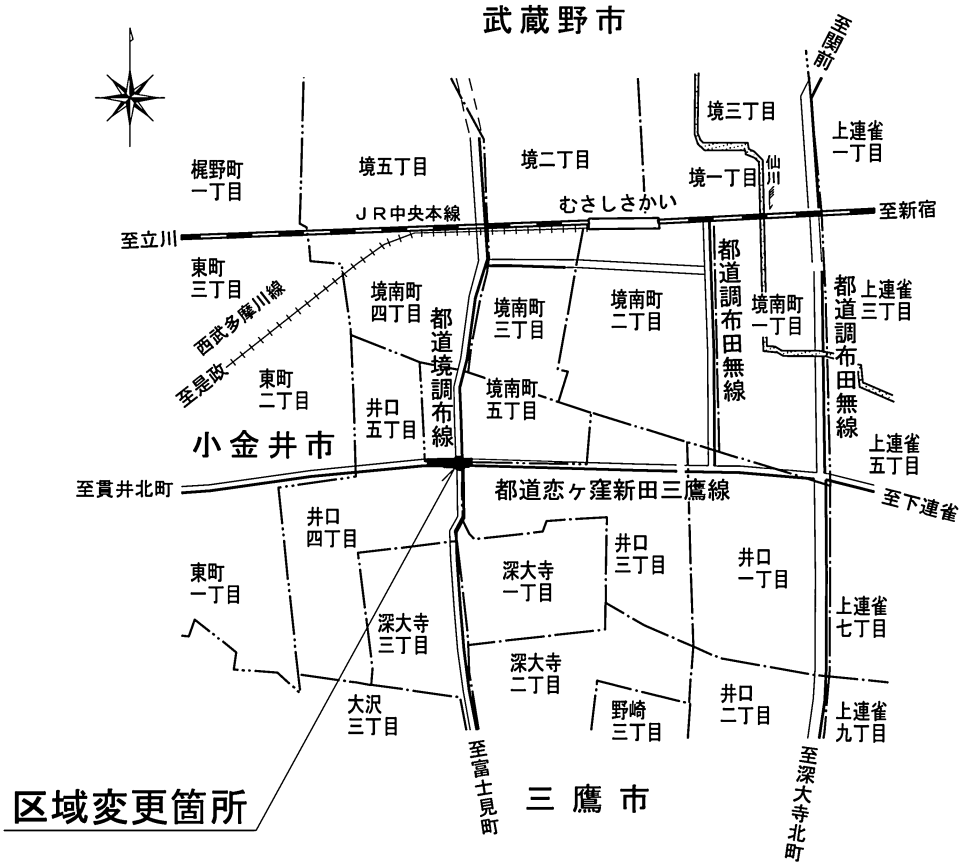

(1)都道境調布線

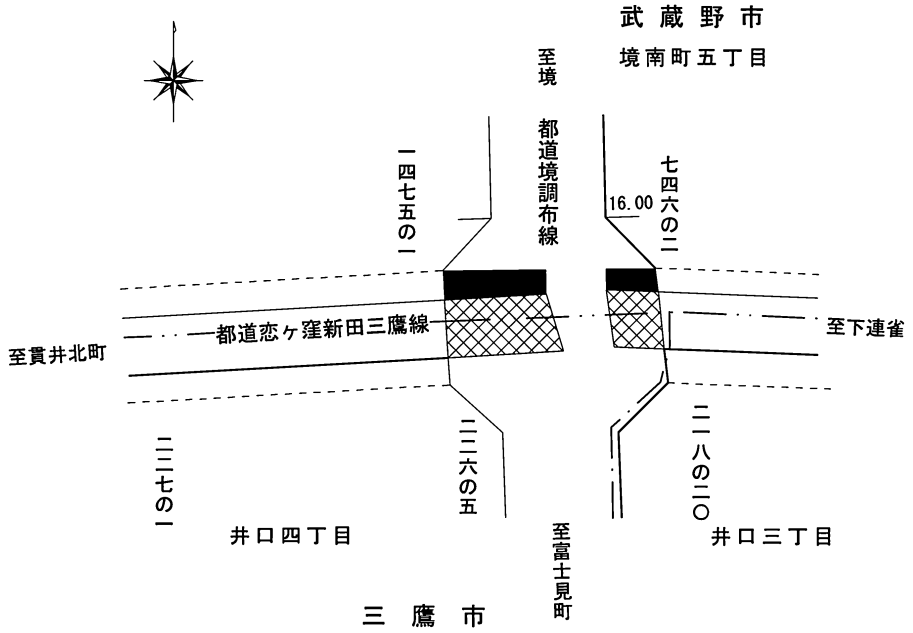

(2)都道恋ヶ窪新田三鷹線

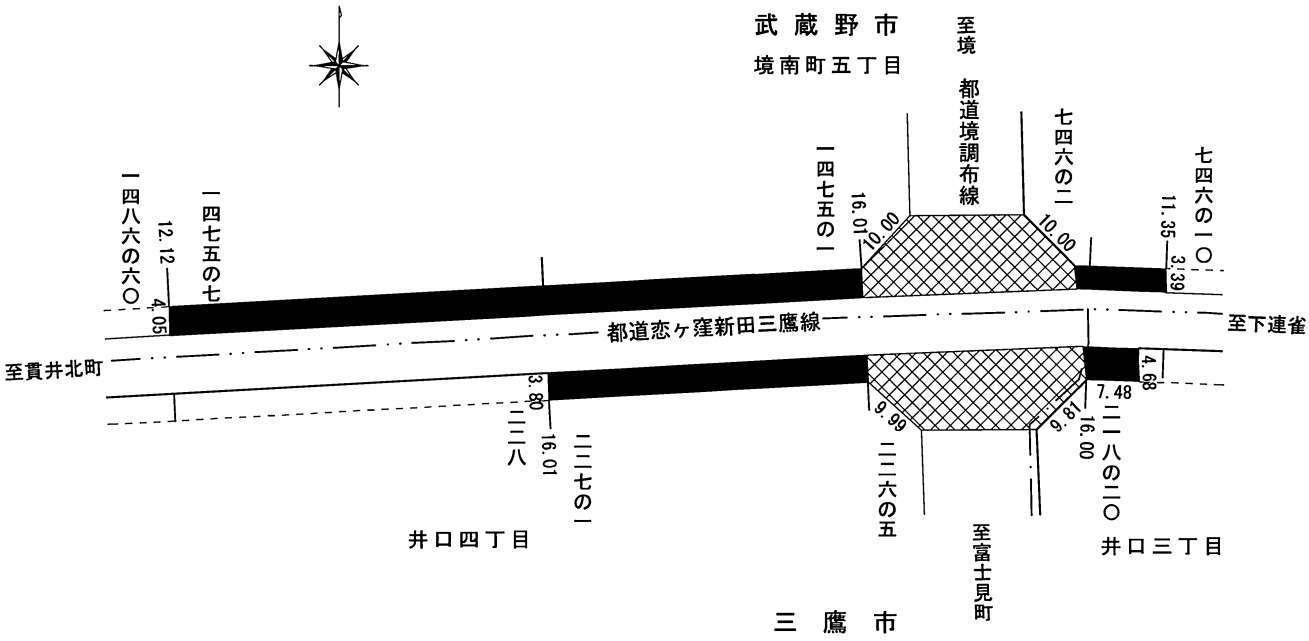

◉東京都告示第二百六十三号

東京都海上公園条例（昭和五十年東京都条例第百七号）第四条第二項の規定に基づき、東京都立有明親水海浜公園の区域及び面積を次のとおり変更する。

令和六年三月十四日

東京都知事　小　池　百合子

一　区域　別図のとおり

二　面積　変更前　一九、〇九二・八六平方メートル

　　変更後　六七、〇〇九・四九平方メートル

三　変更年月日　令和六年三月十五日

有明親水海浜公園

別図

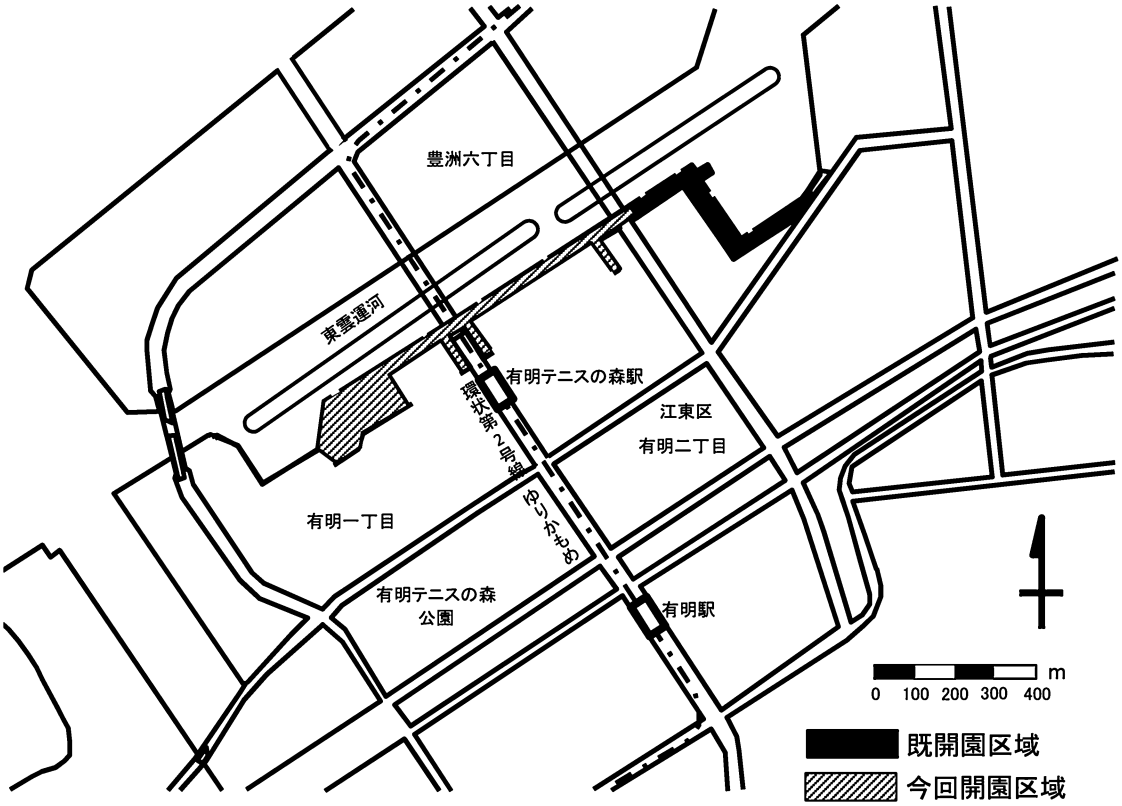

告示（公）

◉東京都公安委員会告示第109号

犯罪被害者等早期援助団体に関する規則（平成14年国家公安委員会規則第１号）第３条第１項の規定により、次の犯罪被害者等早期援助団体から事務所の所在地の変更の届出があったので、同条第３項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和６年３月14日

東京都公安委員会

委員長　廣　瀬　道　明

記

１　変更の届出があった犯罪被害者等早期援助団体

公益社団法人被害者支援都民センター

２　変更に係る事項

事務所の所在地

旧　新宿区戸山三丁目18番１号

新　千代田区三番町１番地５

３　変更年月日

令和６年２月26日

告示（内水漁管）

◉東京都内水面漁場管理委員会指示第一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第百二十条第一項及び第百七十一条第四項の規定に基づき、東京都の区域におけるコイ（マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。）の放流、持ち出し等について、次のとおり制限する。ただし、採捕したコイをその場で放流する場合を除く。

令和六年三月十四日

東京都内水面漁場管理委員会

会長　安　永　勝　昭

（放流の制限）

一　東京都の区域の公共の用に供する水面及びこれと連接して一体を成す水面においては、公的研究機関が試験研究のために行う場合を除き、コイの放流を行ってはならない。

（持ち出しの禁止）

二　東京都の区域の公共の用に供する水面及びこれと連接して一体を成す水面においては、その水系からコイを持ち出してはならない。ただし、東京都内水面漁場管理委員会が承認する場合、東京都が疾病のための検査を行う場合及び焼却・埋却等処分を行う場合については、この限りではない。

（遺棄の禁止）

三　生死を問わず、東京都の区域の公共の用に供する水面及びこれと連接して一体を成す水面にコイを遺棄してはならない。

（有効期間）

四　この指示の有効期間は、令和六年四月一日から令和七年三月三十一日までとする。

◉東京都内水面漁場管理委員会指示第二号

令和六年度における第五種共同漁業に係る増殖方法及び増殖すべき量等について、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第百二十条第一項及び第百七十一条第四項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和六年三月十四日

東京都内水面漁場管理委員会

会長　安　永　勝　昭

漁業権者の住所及び名称	免許番号	魚種	放流量	一尾当たりの重量	産卵場造成	備考
青梅市御岳二丁目 333番地 奥多摩漁業協同組合 西多摩郡奥多摩町 氷川1793番地 氷川漁業協同組合	内共第１号	あゆ	1,500 kg	10～15 g		
		にじます	7,840 kg	100 g		
		やまめ	3,600 kg 稚魚 130,000 尾 卵 170,000 粒	100～105 g 2 g		
		いわな	275 kg 卵 10,000 粒	100～400 g		
		こい			13箇所	
		ふな	25 kg	50 g		
		うぐい			13箇所 (1箇所10㎡以上)	
		かじか			5箇所 (1箇所10㎡以上)	
青梅市御岳二丁目 333番地 奥多摩漁業協同組合	内共第4号	あゆ	10 kg	10 g		
		にじます	250 kg	100 g		
		やまめ	200 kg 卵 10,000 粒	100 g		
		こい			3箇所	
		ふな	5 kg	50 g		
		うぐい			6箇所 (1箇所10㎡以上)	
		かじか			3箇所 (1箇所10㎡以上)	
あきる野市養沢 1311番地 秋川漁業協同組合	内共第2号	あゆ	1,400 kg 2,600 kg	30～50 g 1～7 g		
		にじます	1,500 kg	100 g		
		やまめ	7,200 kg 稚魚 50,000 尾 卵 131,500 粒	90 g 2 g		
		こい			18箇所	
		ふな	200 kg	20 g		
		うぐい おいかわ			105箇所 (1箇所10㎡以上)	
		うなぎ	75 kg	50 g		
		かじか			30箇所 (1箇所10㎡以上)	
府中市府中町二丁目 25番地 多摩川漁業協同組合	内共第３号	あゆ	290 kg	25 g		
		こい			8箇所	
		ふな	190 kg	200 g		
		うぐい おいかわ			8箇所 (1箇所15㎡以上)	
		うなぎ	40 kg	40 g		
	内共第12号	あゆ	50 kg	25 g		
		こい			5箇所	
		ふな	140 kg	200 g		
		うぐい おいかわ			6箇所 (1箇所15㎡以上)	
		うなぎ	30 kg	40 g		
府中市府中町二丁目 25番地 多摩川漁業協同組合 八王子市上恩方町 1353番地 恩方漁業協同組合	内共第５号	あゆ	40 kg	25 g		
		にじます	800 kg 85 kg	80 g 1,700 g		
		やまめ	120 kg 稚魚 10,000 尾 卵 15,000 粒	100 g 2 g		
		こい			4箇所	
		ふな	80 kg	200 g		
		うぐい			11箇所 (1箇所10㎡以上)	
		うなぎ	20 kg	40 g		
		かじか			5箇所 (1箇所10㎡以上)	

漁業権者の住所及び名称	免許番号	魚種	放流量	一尾当たりの重量	産卵場造成	備考
西多摩郡奥多摩町 川野529番地 小河内漁業協同組合	内共第９号	にじます	350 kg	100 g		
		やまめ	125 kg 稚魚 10,000 尾 卵 10,000 粒	100 g 2 g		
		いわな	125 kg 稚魚 10,000 尾	150 g 2 g		
		うぐい			1箇所 (1箇所10㎡以上)	
	内共第１０号	にじます	60 kg	100 g		
		やまめ	40 kg 稚魚 10,000 尾 卵 10,000 粒	100 g 2 g		
		いわな	40 kg 稚魚 10,000 尾	150 g 2 g		
		うぐい			1箇所 (1箇所10㎡以上)	
	内共第１５号	やまめ	稚魚 10,000 尾 卵 10,000 粒	2 g		
		いわな	稚魚 10,000 尾	2 g		
江戸川区江戸川 四丁目16番地36 東京東部漁業協同組合	内共第６号	こい	稚魚 0 尾		1箇所	
		ふな	1,000 kg	25 g		
		うなぎ	20 kg	25 g		
	内共第１１号	こい	稚魚 0 尾		4箇所	
		ふな	1,400 kg	25 g		
		うなぎ	60 kg	25 g		

注 こいについては、コイヘルペスウイルス病のまん延防止のため東京都内水面漁場管理委員会が発動した委員会指示（委員会指示第１号）に従い、種苗放流に係る指示は行わないこととする。

公告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和六年三月十四日

東京都多摩建築指導事務所長

名取伸明

開発区域又は工区に含まれる地域の名称

多摩市大字落川字十七号千百四十四番一の一部

西東京市向台町五丁目千七十番四、同番六、千七十五番一及び同番六

東村山市久米川町二丁目二十四番二

調布市若葉町三丁目二十一番四の一部

許可を受けた者の住所及び氏名

日野市大字日野千百十一番地十

有限会社夢蔵住建

代表取締役　吉田　実

西東京市向台町五丁目六番十五号

株式会社ノグチ

代表取締役　野口　雄介

東村山市久米川町二丁目二十三番地七

當間　秀子

調布市布田一丁目四十三番地二

ウィズ・コネクション株式会社

代表取締役　大畑　康行

発行
東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話　〇三（五三二一）一一一一（代）
郵便番号 163-8001
定価
本号　七〇円
一箇月　六、六〇〇円
（郵送料を含む。）
印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話　〇三（三八一二）五二〇一（代）
郵便番号 113-0001

リサイクル適性Ⓐ